

令和3年 第13回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月24日 午後3時00分から午後5時00分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（14名）

会長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美	左緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

	岡		政	美
	関	根	俊	男
	梅	山	友	行
	石	関		功
	小	池	昭	三
	小	川		肇

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 雑草対応状況について

報告第4号 転用申請に係る道路後退用地の取扱いについて

第4 協議事項

担当案件の割当について

6 その他

・遊休農地の利用意向調査について

・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主査 堀野真一

主任 新井貴美子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。令和3年第13回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方に出席をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり、進めることとなっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第11回、10月の議事録を確認します。第10回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第10回の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、12番 増田福重委員、13番 松島政雄委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は1件でございます。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 天神島一丁目〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 18㎡、譲受人 天神島一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 天神島一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 耕作便利、譲渡理由 生活資金のため、譲受人の耕作面積 5,813㎡、家族数 3人 耕作者数 2人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員お願いします。

◆委員

12月14日に地元農業委員の〇〇委員と、譲受人の〇〇〇〇さんに話を伺いました。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。公図の〇〇が譲受人の〇〇〇〇さん宅です。2m幅の〇〇と、〇〇が譲渡人の〇〇〇〇さん宅ということで、この〇〇さんの宅地2mを、譲受人の〇〇〇〇さんが車の出入りなどの利便性から購入することになり、その延長沿いに、申請地があります。この隣の〇〇と〇〇は農地です。ここはハウスが建っていて、育苗などをやっていますが、利便性の関係から、宅地とともに、この農地も購入したいということで申請に至ったということです。

譲渡人の〇〇〇〇さんは農業はやっておらず、〇〇〇〇さんは今後とも農業を継続していきたいとの意思がありますので、今回の案件については問題ないと思います。

◆会長

1番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

今回は1件でございます。

住宅地図のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 千塚稻荷〇〇外2筆、登記地目 畑、現況地目 宅地、合計面

積 933㎡、申請人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 既存宅地、農地区分は、10ha 以上の一団の農地ということで第1種となります。

この申請は、市街化調整区域に指定される前から宅地として使用していた土地に係る農地転用です。線引き当時から宅地として利用しているということで追認という形になります。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターの担当者に航空写真等を確認していただいております、許可の見込みがあることを確認しております。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員お願いします。

◆委員

12月5日に〇〇〇〇さんに話を伺いました。申請は3筆になります。申請地外ですが、申請地の南側は農地であり、その部分に建物が地図上には載っていますが、その建物については既に解体してあります。申請地は祖父の代から、宅地として利用してきました。昭和45年当時の航空写真にもこの建物は写っているということで、私としてはこの案件については特に問題はないと思います。

◆会長

2番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今回は3件でございます。

住宅地図のNo.3をご覧ください。

番号3、幸手前〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 992㎡、譲受人 中三丁目〇〇 (有) 〇〇 取締役 〇〇〇〇、譲渡人 東三丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅3棟 158.97㎡、農地区分は10ha未滿の広がり農地ということで、第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅3棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことです。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められており、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆委員

12月18日に地元の〇〇委員と現地を確認して、〇〇さんに話を伺いました。それから、午後、私だけで譲受人の(有)〇〇に話を聞きに行きました。

譲渡人の〇〇さんは、現在、水田が3反8畝、家の周りに野菜畑が少しあるということですが、以前は2町くらいの農地があったということです。

今年まで田植えから稲刈り、全て自分でやっていたそうです。ただ、膝を悪くしたことと、コンバインが壊れたということもあって、農業は今年でやめることにしたそうです。コンバイン、コンテナ、田植機等の農機具も既に処分したそうです。トラクターだけは、畑を耕運するために残してあるそうです。

農業をやめるということで、今回とは別件で、残り3反弱の田について、不動産屋に売却先などを検討してもらっていることでした。

申請地は、今年まで耕作していたので、きちんと管理されている場所です。ただ、周りに住宅が増えて農作業はむずかしい部分があります。特に稲刈りや、籾摺りをするとき、周辺にほこりが飛ばないように大分苦勞したという話でした。道路そのものは、近隣に住宅が建ったときに、後退済みで4m道路になっていますが、車の通行が頻繁にあって、農業機械は走りにくいという話でした。

実は、今回の隣の〇〇が耕作放棄地で草が生えていて、このように耕作していないところから、転用してもらえればと思いました。草だらけで、近隣の方も迷惑されているという話も聞きました。

それから、(有)〇〇のほうですが、幸手市内で長年不動産業を営んでいて、これまでも、〇〇さんの農地転用や売却、運用などを担当されていたということです。また、ここはパイプラインが通ってしまっていて、耕作はしていませんが、〇〇にパイプラインがつながるように工事はするということでした。

譲渡人が農業をやめるということで機械等も処分していますし、近隣は住宅が増えて、水田の作業を行うには条件が非常に悪くなっているということも考え合わせると、転用

は仕方ないと思います。

◆会長

3番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、4番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 幸手関場〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積1,109.75㎡、譲受人 上高野〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 天神島〇〇〇〇〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅3棟162.72㎡ 道路後退用地、農地区分は水道管、ガス管が埋設された道路の沿道で、500m以内に2つの教育施設がある農地ということで第3種農地となります。

所有権移転となります。

申請地は、第3種農地で、建売住宅3棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで許可の見込まれるものとのことです。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められており、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆委員

12月16日に〇〇さんと(株)〇〇に話を伺いました。

譲渡人の〇〇さんは農業委員会の会長をしておられた方で、現在86歳になります。今でも、2町の田畑を全部自分で耕作されて、収穫した米や野菜は学校給食等に出荷しているそうです。

申請地ですが、スーパーと〇〇小学校の間に挟まれた場所で、既に宅地化が進んでおりますが、今年も米を作ったとのこと。しかし、隣が住宅なので農機具も使いづらく、先程〇〇委員からもありましたが、近所からも稲わらが飛んでくる等の苦情もありまして困っていたそうです。その様なときに、(株)〇〇から譲ってほしいとの話があ

ったそうです。また、都市計画法34条11号、12号も見直しされるような話を聞いて申請に至ったとのこと。また、〇〇さんはここを手放すということで、ほかの農地を取得する予定だそうです。

(株)〇〇につきましては、〇〇委員、〇〇委員と訪問して話を聞きました。(株)〇〇は市内の業者で、以前にも何件か建売住宅で転用許可を受けておりました、今回の場所も住環境もよく、需要も見込まれるとのことでした。

以上のことから、この案件についてはやむを得ないものと考えます。

◆会長

4番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて、5番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 上高野菩薩前〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 29㎡、譲受人 上高野〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅3棟162.72㎡、農地区分は10ha未満の広がり
の農地ということで、第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、宅地を含めて建売住宅3棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのこと。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められており、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆委員

12月15日、〇〇委員の援助をいただき、〇〇〇〇さんに話を伺いました。〇〇さんは80歳になります。申請地周辺は住宅地になっていて、〇〇さんの自宅は、申請地

の東側にあります。また申請地には、以前、富士講の塚があったとのこと。 (株)〇〇でも色々聞きましたが、周辺が住宅地、駅から5分程のところですから、転用はやむを得ないと考えます。

◆会長

5番の案件について、質問等がございますか。

(なしの声あり)

5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今回の案件は全部で22件です。議案書は4ページから8ページとなります。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権の設定を受ける者 下吉羽 〇〇〇〇、利用権を設定する者 惣新田 〇〇〇〇、土地の所在 惣新田〇〇外3筆、地目 田、面積 9,988㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり45kg 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 下吉羽 〇〇〇〇、利用権設定をする者 下吉羽 〇〇〇〇、土地の所在 下吉羽〇〇、地目 田、面積 824㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号3、利用権設定を受ける者 円藤内 〇〇〇〇、利用権設定をする者 松石 〇〇〇〇、土地の所在 円藤内〇〇、地目 田、面積 340㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 1筆当たり6,000円 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号4、利用権設定を受ける者 松石 〇〇〇〇、利用権設定をする者 松石 〇〇〇〇、土地の所在 松石〇〇、地目 田、面積 323㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 1筆当たり9,000円 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号5、利用権設定を受ける者 惣新田 〇〇〇〇、利用権設定をする者 長間 〇〇〇〇、土地の所在 長間〇〇外5筆、地目 田、面積 12,380㎡、新規更新の別 更新、契約期間 3年、賃借料 10a当たり30kg 作物 水稻、権利の種類 賃貸借

権設定。

番号6、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○、土地の所在 惣新田○○外3筆、地目 田、面積 6,753㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり45kg 作物 水稻、権利の種類 貸借権設定。

番号7、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 下吉羽○○外6筆、地目 田、面積 7,486㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり45kg 作物 水稻、権利の種類 貸借権設定。

番号8、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 越谷市 ○○○○、土地の所在 惣新田○○外4筆、地目 田、面積 8,002㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり4,500円 作物 水稻、権利の種類 貸借権設定。

番号9、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 中五丁目 ○○○○ 土地の所在 木立○○外1筆、地目 田、面積 2,767㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号10、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 権現堂 ○○○○、土地の所在 下吉羽○○、地目 田、面積 2,113㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号11、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 木立 ○○○○、土地の所在 木立○○外1筆、地目 田、面積 5,470㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号12、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 上宇和田 ○○○○、土地の所在 上宇和田○○外6筆、地目 田、面積 8,330㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号13、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 上宇和田○○外1筆、地目 田、面積 3,191㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号14、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 上宇和田○○外4筆、地目 田、面積 2,383.91㎡、新規更新の別 更新及び新規、契約期間 5年、作物 水稻、権利の種類 使用貸借権設定。

番号15、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 外国府間 ○○○○、土地の所在 外国府間○○、地目 田、面積 3,202㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり30kg 作物 水稻、権利の種類 貸借

権設定。

番号16、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○、土地の所在 惣新田○○外1筆、地目 田、面積 1,105㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 2筆で5,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号17、利用権設定を受ける者 長間 ○○○○、利用権設定をする者 春日部市 ○○○○、土地の所在 長間○○、地目 田、面積 2,978㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号18、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 東京都 ○○○○、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 280㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 1筆当たり1,400円 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号19、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 東京都 ○○○○、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 598㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 1筆当たり2,965円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号20、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 東京都 ○○○○、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 274㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 1筆当たり1,370円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号21、利用権設定を受ける者 神明内 ○○○○、利用権設定をする者 神明内 ○○○○、土地の所在 神明内○○、地目 田、面積 3,459㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり10,000円 作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号22、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 上宇和田○○外4筆、地目 田、面積 9,065㎡、新規更新の別新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり5,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

それでは件数が22件ございます。順に説明をしていただきたいと思います。

まず初めに、1番、2番、6から8番、10番、12から14番、16番、18から20番、22番、全部で14件の案件が吉田地区となりますので、地区の推進委員の○

○委員の意見を順に伺いたいと思います。

◆委員

1番、貸付人の〇〇〇〇さんは、両親は農業をしていましたが、自身はサラリーマンで、自分では耕作ができないということで、借受人の〇〇〇〇さんに耕作をお願いするものです。〇〇さんは、まだ50代の女性で、280aを全て耕作しており、農機具等も十分そろっており、これから農業後継者として頑張っていただけるものと思います。農業従事者としては、本人のほか、息子さんが手伝い、パート従業員等が農業に従事しております。

賃借料も妥当なものと思ひ、問題ないと考えます。

2番、貸付人の〇〇〇〇さんは、更新申請です。借受人の〇〇さんは、現在水稻約300a行っており、農機具もそろっており、農業従事者は本人と妻2人です。

賃借料についても妥当なものであり、問題ないと考えます。

6番、貸付人の〇〇さんは、両親が今まで農業をやっておりましたが、お父様が亡くなり、お母様も施設に入っており、自身もサラリーマンということで、耕作できなくなったため、今回〇〇さんに耕作を依頼したもので、借受人は1番と同じです。

7番、貸付人の〇〇〇〇さんは、農業をやったことがなく、農機具も所有していないため、利用権の設定を行い、〇〇さんに耕作していただくための申請です。借受人は1番と同じです。

8番、貸付人の〇〇〇〇さんは、祖父の農地を相続したもので、越谷市に居住しており、農機具等は所有していないため利用権の設定を行い、〇〇さんに耕作してもらうための申請となります。借受人は1番と同じです。

10番、貸付人の〇〇〇〇さんは、農業をしています、申請地の1筆だけ離れたところにあり、自宅からも離れていて、また高齢のため通うことがむずかしいということで、〇〇さんに耕作を依頼するものです。

借受人の〇〇〇〇さんは、自作地及び借受地を含めて1,860aを全て耕作しており、農機具も全てそろっており、問題はないと考えます。

12番、貸付人の〇〇〇〇さんは、両親は農業をしていましたが、亡くなり、自身はサラリーマンで耕作できないので、〇〇さんに耕作を依頼しております。5年間の更新で使用貸借となっています。

13番、貸付人の〇〇さんは、更新申請です。借受人の〇〇さんは、12番と同じ方です。

14番、貸付人の〇〇〇〇さんは、更新に、1筆追加し、〇〇さんをお願いするものです。5年間の使用貸借となっています。

16番、貸付人の〇〇〇〇さんは、高齢であり、〇〇〇〇さんに耕作をお願いしてい

るもので、更新申請です。賃借料等も妥当なものであり、問題ないと考えます。

18番、貸付人の〇〇〇〇さんは、東京都中野区に居住しており、こちらに耕作しに来られないので、〇〇〇〇さんに耕作を依頼しております。更新申請となります。借受人の〇〇さんは、申請地の隣接地を耕作しております。農業従事者としては本人と息子さん2人で、農機具も一通りそろっており、賃借料も妥当で、問題ないと考えます。

19番、貸付人の〇〇〇〇さんは、前の案件と同じで、耕作に来られなく、また、借受人の〇〇〇〇さんは、隣接する土地を所有しており、一緒に耕作するものです。更新申請となります。賃料等も問題ないと考えます。

20番、貸付人の〇〇さんは、18番、19番と同じ方です。借受人の〇〇さんは、隣接する土地を所有しております。更新申請となります。賃料等も問題ないと考えます。

22番、貸付人の〇〇〇〇さんは、両親が農業をしていましたが、亡くなり、本人はサラリーマンで耕作できないため、〇〇さんをお願いするものです。賃料は5,000円で妥当と考えますので、問題ないと考えます。

◆会長

ただいま14件を〇〇委員に説明をしていただきました。質問等はございますか。

◆委員

議案の表記の仕方ですが、使用貸借権設定のところの賃借料が空欄ですと、分かりにくいので、無償とか、無しの意味の横線などを入れていただきたいのですが、可能ですか。

◆局長

表記は、分かりやすいように検討します。

◆委員

よろしく申し上げます。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

なければ、次に移ります。

続きまして、3番、4番、15番の3件の案件が行幸地区となりますので、地区推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆委員

3番、4番は貸付人が同じ〇〇さんですので、まとめて報告させていただきます。

貸付人の〇〇さんは、親の代から借受人の〇〇さんと〇〇さんに耕作をお願いしており、更新申請となります。貸付人は、この2件の案件以外にも1町歩以上の農地を保有しているのですが、高齢のため耕作していくのが困難になり、全ての農地を別の方にお

願っているとのことであり、借受人の〇〇さんと〇〇さんは貸付人の意向を酌んで引き受けるものですので、今回の件については問題ないと考えます。

続きまして、15番は新規申請となります。

貸付人の〇〇氏は、田はこの案件以外はないということです。トラクターしか所有しておらず、これまでは親戚に耕作をお願いしていましたが、その方ができなくなり、借受人の〇〇氏に耕作をお願いしたとのこと。借受人の〇〇氏ですが、新規で耕作を受けるのは難しいようでしたが、お子さん同士が同級生の関係もあり、貸付人の意向を酌んで今回は特別に引き受けたものです。

以上で、今回の件については問題ないと考えております。

◆会長

質問等はございますか。

〇〇委員。

◆委員

この案件ですが、昔から借りているということで、1筆当たり6,000円や9,000円ですと、1反当たりになると、3番が18,000円で、4番が27,000円になります。今般の状況からするとかなり高いと感じますが、昔からということで致し方ないのですか。

◆委員

やはり金額のことは、お聞きしました。〇〇さんは金額が今の時代に合わないということで交渉したうえで、6,000円になったそうです。

もう一方の9,000円の方ですが、やはり昔から恩恵を受けて、借りているので致し方ないという話でした。

◆会長

よろしいですか。

◆委員

はい、わかりました。

◆会長

続きまして、5番、17番の意見を八代地区の推進委員の〇〇委員から伺いたいと思います。

◆委員

まず、5番ですが、本件は更新申請となります。

この農地は、貸付人の〇〇さんが勤めとの両立が難しくなったために、10年以上前から借受人の〇〇さんとの間で利用権を設定し、耕作をお願いしてきたものです。今回はその更新ということで、特に問題はないと思います。農地のほうも見てきましたが、良好に管理、耕作されておりました。

次に、17番ですが、本件も更新申請となります。

この農地は、貸付人の〇〇さんが体調を崩し、耕作が難しくなったため、隣地を耕作している借受人の〇〇さんをお願いしまして、3年前に新規で利用権を設定したものです。今回は1回目の更新となりますが、農地のほうも良好に管理、耕作をされております。特に問題はないと思います。

◆会長

この件につきまして、質問等はございますか。

(なしの声あり)

なければ、次に行きます。

9番、11番、21番の3件の案件が権現堂地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆委員

9番は、12月18日に貸付人の〇〇〇〇さんに話を伺いました。農機具等の所有はなく、親の代から借受人の〇〇〇〇さんに作付けを行ってもらっているとのことでした。今回は更新ですので、問題はないと考えます。

11番は、同じく18日に貸付人の〇〇〇〇さんに話を伺いました。10年程前に肩を痛め、農作業ができなくなったとのこと。借受人の〇〇〇〇さんに全てお願いしているとのこと、今回2回目の更新で、特に問題はないと考えます。

21番は、同じく18日に貸付人の〇〇〇〇さんに話を伺いました。トラクターはありますが、コンバイン等はないとのこと。所有する農地の一部を借受人の〇〇〇〇さんに作付けしてもらっているとのことでした。借受人は、貸付人の親戚でもあるとのこと。問題はないと考えます。

◆会長

ありがとうございました。

この件につきまして、質問等はございますか。

〇〇委員。

◆委員

水利費や土地改良区の負担金は、どちらが払っているのか分かりますか。

◆会長

多分、所有者が払っているのが、殆どかと思います。

◆委員

払っている場合、議案に表記したらいかがですか。

◆局長

誰が払うかと言うところまで、求める必要はないと思います。

◆会長

個人情報的なものですから、そこまでは難しいと思います。

◆委員

そういうところを含めると、それぞれの負担が正確に分かってくると思ったのです。

◆会長

たしかにそうですが、個人情報的なものですから、現状のままの表記でお願いしたい
と思います。

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第4号は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてでございます。

市街化区域内の農地転用4条の届出1件報告する。

◆会長

続いて、報告第2号を事務局からお願いします。

◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

市街化区域内の農地転用5条の届出5件報告する。

◆会長

続きまして、報告第3号を事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

雑草対応状況について報告いたします。

(各対応票と一覧表を説明)

◆会長

続きまして、報告第4号を事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

転用申請に係る道路後退用地の取扱いについてです。

先月の総会において、〇〇委員より、転用申請に係る道路後退用地の取扱いを明確に
したほうが良いのではないかと意見をいただきましたので、この件についてご報告さ
せていただきます。

道路後退用地については、農地転用の許可は不要となっているため、転用面積に含め
よう求める基準を設けるのは難しいと考えております。

寄附を受ける道路河川課でも同様の認識で寄附を受けているとのこと。
以上です。

◆会長

続いて、協議事項に入ります。
担当案件の割当てについてです。
事務局説明をお願いします。

◆事務局

担当案件の割当ての変更について、提案をさせていただきます。

先月、〇〇委員から、案件を調査するに当たり、地元地区の案件を担当するのではなく、地区外の委員が地元委員の補佐を受けながら調査するようにできないかとの意見がありました。

それを受けまして、事務局で変更案を作成したので、審議をお願いするものです。

お手元の資料、A 4 横 1 枚の「案件調査の担当案件の割当てについて」をご覧ください。

仮に 1 2 月に 4 件の申請があり、1 番委員から 4 番委員が担当する場合、現状では、案件の中に地元地区のものがあれば、地元委員に優先的に割り当てております。資料で申しますと、1 番委員、2 番委員、4 番委員が地元の案件を担当します。3 番委員は地元の案件がないので、残りの案件を担当します。

変更案としては、担当委員を地元以外の案件に割り当てていき、地元委員には補助として一緒に調査を行っていただきます。仮に担当委員の地元案件しかない場合は地元案件を担当していただきます。翌月への先送りは行いません。

資料でいいますと、右側、変更案の箇所ですが、1 番委員、4 番委員の地元案件が 3 件ありますので、1 番委員は他地区の案件を、4 番委員は地元案件を担当していただきます。1 番と 4 番、どちらが他地区を担当するかは調整いたします。また、2 番委員は地元案件ではなく、他地区の案件を担当していただきます。3 番委員は、残りの案件を担当していただきます。

変更案の説明については以上となります。

この割当て変更についてご審議をお願いいたします。

◆会長

担当案件の割当てについて、事務局から提案がありましたが、この案でよろしいですか。
では、最初に、現状で良いという方は挙手願いたいと思います。
(挙手を確認)

◆事務局

〇〇名です。

◆会長

それでは、変更したほうが良いという方、挙手願います。

(挙手を確認)

◆事務局

〇〇名です。

◆会長

意見を出していただいた〇〇委員、どうですか。

◆委員

私が農業委員になったときは、地区外を担当したこともありましたが、地元のほうが調査しやすいということで変わりました。

なぜ地元ではない方が良いかというと、3年前、国の通達で、農業委員として公正な職務を遂行するようにとありました。地元を調査するのは簡単ですが、分かっているつもりで情報が抜けてしまうこともあります。地区外の人なら、分からない分きちんと調べて、地区の委員からも情報を得られるし、よその地区のことも分かるようになるので、プラスになります。以前、農業委員会の制度が変わる前は、地元委員が調査していたようですが、公正な調査をするには変更した方がよいと思います。

◆会長

〇〇委員の意見はわかりましたが、今、現状どおりで良いとの意見が圧倒的に多かったのですから、案は変えずに、地区によって、その都度、事務局と委員で話し合っただけで変えるということで、原則的には現行でいきたいと思えます。

よろしいでしょうか、〇〇委員。

◆委員

わかりました。

◆会長

それでは、現状のままでいくということをお願いいたします。また、その都度調整するというので、事務局をお願いいたします。

それでは、議事の全てが終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5のその他に移らせていただきます。

まず、遊休農地の利用意向調査について、事務局から説明をいたします。

◆事務局

(遊休農地の利用意向調査について説明)

◆局長

続いて事務連絡となります。

◆事務局

(事務連絡を行う)

◆局長

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後5時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年2月25日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 増 田 福 重

署名委員 松 島 政 雄